

四日市市東日本大震災の被災者に係る国民健康保険料の減免の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月27日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第12号

四日市市東日本大震災の被災者に係る国民健康保険料の減免の特例に関する規則の一部を改正する規則

四日市市東日本大震災の被災者に係る国民健康保険料の減免の特例に関する規則(平成23年四日市市規則第30号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第2条 平成23年3月11日において東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域に住所を有していた者で次の各号のいずれかに該当する<u>もの</u>(次条において「被災者」という。)が属する世帯<u>(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯を除く。)</u>であって、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者及び納付義務者は、四日市市国民健康保険条例(昭和36年四日市市条例第15号)第22条第1号に規定する災害等により生活が著しく困難となった者とする。</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 平成23年3月11日において東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域に住所を有していた者で次の各号のいずれかに該当する<u>者</u>(以下次条において「被災者」という。)が属する世帯の納付義務者は、四日市市国民健康保険条例(昭和36年四日市市条例第15号)第22条第1号に規定する災害等により生活が著しく困難となった者とする。</p> <p>(1) <u>東日本大震災による被害を受けた</u></p>

(1) (略)

(2) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による計画的避難区域又は緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている世帯に属していた者

(3) 指定が解除された特定避難勧奨地点(原子力災害対策特別措置法第17条第9項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居をいう。)に居住していたため、避難を行っている者

(4) (略)

ことにより、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯に属していた者

(2) 東日本大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の行方が不明となった世帯に属していた者

(3) 東日本大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した世帯に属していた者

(4) 東日本大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が失職し、給与収入が減少した世帯に属していた者

(5) (略)

(6) 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による計画的避難区域又は緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている世帯に属していた者

(7) 東日本大震災により主たる生活維持者の居住する住宅、家財その他財産に損害を受けた世帯に属していた者

(8) (略)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市東日本大震災の被災者に係る国民健康保険料の減免の特例に関する規則の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(健康福祉部保険年金課)